

平成30年 所得税確定申告 日程表 (村県民税・国民健康保険税申告)

申告受付時間 午前8時30分～11時30分／午後1時～4時

(午前中は地区指定の人が優先です) / (午後1時から指定外の受付をします)

税理士無料相談日を3月2日・3月9日・3月12日～14日の5日間設けていますのでご利用ください。

月日	曜日	地区名	申告会場
2月15日	木	立野・立野駅	役場 2階 大会議室(西側)
2月16日	金	黒川・新所	//
2月19日	月	長野・川後田	//
2月20日	火	下田・栃木・加勢	//
2月21日	水	東下田・袴野・赤瀬	//
2月22日	木	沢津野・乙ヶ瀬	//
2月23日	金	下野・喜多	//
2月26日	月	第八駐在	//
2月27日	火	第二駐在・第七駐在	//
2月28日	水	第五駐在	//
3月1日	木	第四駐在	//
3月2日	金	第三駐在・第九駐在 (税理士無料相談日)	//
3月5日	月	第六駐在・第一駐在	//
3月6日	火	両併一・白川(東)	//
3月7日	水	中松一・吉田二	//
3月8日	木	白川(西)・吉田一	//
3月9日	金	一関二・吉田三 (税理士無料相談日)	//
3月12日	月	両併二・一関一 (税理士無料相談日)	//
3月13日	火	中松二・両併三 (税理士無料相談日)	//
3月14日	水	中松三 (税理士無料相談日)	//
3月15日	木	書類整理日	所得税納付期限 午後4時で受付締切です

下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告してください。

- 1 大学生・専門学生
専業主婦
病気などで無収入の人
- 2 遺族年金・障害年金受給者
- 3 専従者給与の人や配偶者・扶養控除の該当者で、所得証明書が必要な人
- 4 年金400万円以下の年金受給者

も住民税申告はしなければなりません！

【申告しないと】

国民健康保険料の軽減判定
介護保険料の算定
後期高齢保険料の算定
保育料算定
公営住宅入居の申込み
国民年金免除申請
扶養認定 など
所得証明や課税証明書発行ができないばかりか、軽減などを受けられず不利益を被ることになります。

【注意】

期間内に申告をされていないと、証明書が発行できませんので、ご了承ください。

午前中は指定地区の人で大変混雑しますので、指定日の人が優先です！

どうしても指定日に来られない場合は、午後から申告ができます。ご協力をお願いします。